

市政 トピックス

みんなで防ごう高齢者・児童虐待

📖 高齢者虐待に関すること=介護福祉課 ☎(32)6347
 児童虐待に関すること=こども支援課 ☎(32)6369



高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、高齢者の心や体に深い傷を負わせたり、基本的な人権を侵害することや尊厳を奪うことをいいます

身体的虐待 殴る、たたく、つねる、やけどを負わせるなどの暴力を振るう、ベッドに縛り付けるなど

心理的虐待 怒鳴りつける、ののしる、悪口を言う、嘲笑する、無視する、子ども扱いをするなど

介護・世話の放棄・放任 食事を与えない、入浴させない、オムツを交換しない、医療機関を受診させない、劣悪な住環境で生活させ必要な介護をせずにほったらかしにするなど

経済的虐待 日常生活に必要な金銭を渡さない(使わせない)、本人の不動産や年金・預貯金を取り上げて勝手に使うなど

性的虐待 性的接触の強要や性的嫌がらせ、辱めるなど



高齢者虐待は、主に介護者など高齢者に身近な人が虐待を行いやすい傾向があり、閉鎖的な家庭環境などで発生する場合があります。また、介護者や家族が無意識のうちに行っていることもあります

虐待を防ぐために地域でできること

虐待を防止するためには「虐待をしない、させない、助けてと言える地域づくり」が重要です。地域みんなで見守り支えて、高齢者や児童への虐待を防ぎましょう。また、虐待かもと思ったらすぐに連絡してください。あなたの連絡や相談が虐待防止につながる大きな一歩となります

※連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます

児童虐待とは

児童虐待は子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、次の世代にも虐待を起こす恐れがあります

身体的虐待 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV) など



11月は児童虐待防止推進月間

子どもや保護者のこんなサインを見落とししていませんか?

■ 子どもについて

いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある、不自然な傷や打撲の痕がある、衣類や体がいつも汚れている、落ち着きがなく乱暴である、表情が乏しい・活気がない、夜遅くまで1人で遊んでいる

■ 保護者について

地域などと交流が少なく孤立している、小さな子どもを家に置いたまま外出している、子どもの養育に関して拒否的・無関心である、子どものけがについて不自然な説明をする

おかしいなと思ったらまずは相談を

高齢者虐待の相談・通報

※お近くの地域包括支援センターへ

市介護福祉課 (1階15番窓口)	☎(32)6347
西地域包括支援センター	☎(61)7600
しらかば地域包括支援センター	☎(71)5225
山手地域包括支援センター	☎(71)5565
南地域包括支援センター	☎(71)5005
中央地域包括支援センター	☎(36)3712
三光地域包括支援センター	☎(33)4165
東地域包括支援センター	☎(52)1155

児童虐待の相談・通報

市こども支援課 (1階17番窓口)	☎(32)6111 (市役所代表)
児童相談所	☎189 (いちはやく)
警察 (緊急時)	☎110

配偶者などからの暴力相談

市こども支援課 (1階17番窓口)	☎(32)6111 (市役所代表)
道立女性相談援助センター	☎011(666)9955
NPO法人ウィメンズ結 (ゆい)	☎(32)0100
警察 (緊急時)	☎110

